

資料－４

令和６年５月９日
奄美海区漁業調整委員会資料

くろまぐろに関する令和５管理年度における知事漁
獲可能量の運用について（報告）

くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）

1 概要

他県※等から配分を行い、くろまぐろにおける知事管理漁獲可能量を変更したもの。

※鹿児島県留保枠，北海道，秋田県，新潟県，宮崎県，沖縄県，水産庁仲介分

2 配分結果

2-1 大型魚

(1) 配分根拠

鹿児島県資源管理方針別紙1-4に準ずる。

(2) R5管理年度の当初配分シェア

定置漁業：その他の漁業＝71：29

(3) 各管理区分への配分

①他県等からの配分：15.1トン

②各管理区分への配分

定置漁業：10.7トン

その他の漁業：4.4トン

③変更後の数量

管理区分	現行	変更後
鹿児島県定置漁業	7.1t	17.8t
鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚)漁業	2.9t	7.3t
県留保枠	1.1t	0.1t (配分残)

2-2 小型魚

(1) 配分根拠

鹿児島県資源管理方針別紙1-3に準ずる。

(2) R5管理年度の当初配分シェア

定置漁業：その他の漁業＝79：21

(3) 各管理区分へ配分

①他県等からの配分：10.6トン

②各管理区分への配分

定置漁業：8.4トン

その他の漁業：2.2トン

③変更後の数量

管理区分	現 行	変更後
鹿児島県定置漁業（上半期）	5.8t	-
鹿児島県定置漁業（下半期）	12.8t	21.2t
鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚)漁業（上半期）	0.2t	-
鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚)漁業（下半期）	4.8t	7.0t
県留保枠	0.1t (配分残)	0.1t (配分残)

3 対 応

- ・ 3月19日付けにて県HPへ掲載・公表，国や関係漁協，団体へ通知済み。
- ・ 3月29日付けにて県公報により告示済み。

漁業法

(昭和二十四年十二月十五日 法律第二百六十七号)

最終改正：平成三〇年一二月一四日 法律第九五号

(知事管理漁獲可能量の設定)

第十六条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。
- 6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。